

セルフメディケーションの推進について

セルフメディケーションとは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義しています。

具体的には、日頃から自分の健康状態と生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良の際に、薬局やドラッグストアなどで市販されている医薬品(=OTC医薬品)を上手に使って、自分自身で健康の維持や病気の予防をすることです。

このセルフメディケーションを町民一人ひとりが実施することで、医療費の削減につながります。自分の健康に関心を持ち、OTC医薬品の普及に努めましょう。

注意点

OTC医薬品を使用する際は、必ず説明書を読んで、正しい用法、用量を守りましょう。誤った使用法は症状を悪化させることもあります。分からないことがあるときは、薬局の薬剤師などの専門家に質問や相談をすることをお勧めします。

また、症状の改善がみられない場合などは、主治医に相談しましょう。

●セルフメディケーション税制

医療費控除の特例として、特定健康診査や予防接種などの健康増進や疾病予防の取組を行い、医療用から転用された医薬品(=スイッチOTC医薬品)を購入した場合で、その購入金額の合計が1年間に12,000円を超えるときは、その金額が所得から控除されます。

なお、セルフメディケーション税制を受けることを選択した場合は、従来の医療費控除を受けることができません。

詳しくは、町税務課(☎56)9122)または宇都宮税務署(☎028(621)2151)へお問い合わせください。

対象商品の一部は、マークでも識別できます。



▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎56)9134

国民健康保険に加入の皆様へ

～交通事故等にあつたときは、必ず第三者行為に関する届け出を!～

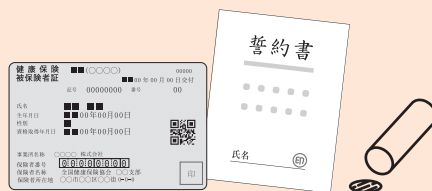
交通事故のように第三者から傷害を受けてけがをしたときは、原則として加害者が治療費を全額負担(自賠責保険など)すべきものです。

国民健康保険証を使って治療を受けた場合には、あとから加害者に費用を請求することになりますので、「第三者行為に関する届け出」を必ず提出してください。

また、けんか等によりケガをした場合も届け出が必要ですので、速やかな届け出をお願いします。
※加害者と示談が成立し、すでに治療費を受け取っている場合などは保険証が使えません。示談を結ぶ前に住民課に届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- ・保険証 ・印かん ・交通事故証明書
- ☆被害届 ☆事故状況報告書
- ☆念書 ☆誓約書



☆の書類は住民課窓口または、町ホームページからお取りください。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎56)9134

